

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	札幌市マイナンバーカードセンター運営（出張申請支援）業務
発注課	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課
選定事業者	キャリアリンク株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>「札幌市マイナンバーカードセンター運営（出張申請支援）業務」（以下、「本業務」という。）は、マイナンバーカードセンター（以下、「カードセンター」という。）内の統合端末からの申請書の出力、市民からの申請相談、申請書の作成支援、写真撮影、申請書の郵送等の一連の受付・支援業務を、カードセンターへの来所が困難な高齢者向け施設高齢者施設にアウトリーチして行うものであり、カードセンターの運営と極めて密接に関連する付随的な業務である。</p> <p>加えて、令和6年12月2日に健康保険証の新規発行が廃止されるマイナンバーカードと健康保険証との一体化を控え、周知対象全施設（178施設）への案内や問い合わせ対応、出張申請の対象としている60施設との実施に向けた条件や日程の調整など、出張申請支援の実施に向けて早急に実施体制を整備し、実施する必要がある。</p> <p>現在、本業務の遂行に必須となる統合端末の操作等の一連の業務を実施できる者は、本業務と密接に関連する「札幌市マイナンバーカードセンター運営業務（以下「センター運営業務」という。）」を受託している上記事業者のみであり、また、当該事業者は、センター運営業務の履行により得た業務実績及び他の自治体における出張申請の実績から豊富なノウハウと人材も有している。</p> <p>以上のことから、上記事業者は、他の事業者に委託することと比して、履行品質を確保しつつ、早期に業務を実施することが可能であり、競争に付するよりも有利であると認められることから、本業務の委託先として選定した。</p>	
根拠法令	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p> <hr/> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）</p>